

令和 4 年度

第 1 回

区 長 会 資 料

(資 料 編)

目 次

区長文書配布日程表	P 1 ～ 2
集落向け補助制度一覧表	P 3 ～ 1 1
令和 4 年度予算の概要	P 1 2 ～ 1 3
集落支援制度について	P 1 4
空き家バンクについて	P 1 5
新しい可燃物処理施設「リンピアいなば」について	P 1 6
小型充電式電池とボタン電池の収集について	P 1 7
生ごみの分別回収による液肥化への取組みについて	P 1 8
生ゴミ液肥化の分別区分表	P 1 9
マイナンバーカードについて	P 2 0
コンビニ交付のご案内	P 2 1 ～ 2 2
まちづくり委員会について	P 2 3
民生委員・児童委員の概要について	P 2 4
各種スポーツ大会等について	P 2 5
移動図書館車 巡回予定表(上半期)	P 2 6
八頭町福祉相談支援センター「ほっと」	P 2 7 ～ 2 8
家計改善支援事業	P 2 9 ～ 3 0
令和 4 年度主な年間行事予定表	P 3 1

郡家地域	山田、山路、花原、井古、稲荷、下坂、奥谷、下門尾、フローラル、門尾、堀越、宝、若葉、宮谷、つつみヶ丘、ひかりヶ丘、カーサこおげ、ドミールこおげ、福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘、郡家東区、郡家中区、郡家西区、郡家北区、はなさき台、南ヶ丘、池田、久能寺、ヒルズさくら坂、緑ヶ丘、すくも塚、さくら台、万代寺、上万代寺、土師百井、土師百井二、石田百井、米岡、国中一区、国中二区、大門、花、郡家殿、市谷、西御門、
船岡地域	下町、坂町上、坂町下、上町、下濃、破岩、新庄、丸山、薬師、隼福、上野上、上野、隼郡家
八東地域	安井宿、桜ヶ丘、新興寺、新興寺団地、小別府、才代一、才代二、才代団地、東一、東二、竹市、下徳丸、上徳丸、重枝、島、下南、中南、南団地、上南

R4年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

R4年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R4年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R4年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R4年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R4年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

R4年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R4年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R4年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R5年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R5年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

R5年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和5年度

R5年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

R5年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R5年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

○印が配布予定日です。 令和4年度区長文書配布予定表

確認日 令和4年2月16日

郡家郵送	姫路、明辺、山志谷
郡家地域	落岩、麻生、福地、野町、覚王寺、東市場、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波、延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上、上峰寺、下峰寺
船岡地域	大江、下野、橋本、塩上、水口、船岡殿、坂田、福井、見槻中、西谷、見槻、志子部
八東郵送	佐崎、奥野、茂谷、清徳
八東地域	下日下部、上日下部、横田、茂田、皆原、岩淵、三浦、小畑団地、三山口、鍛冶屋、北山、富枝、志谷、中、稗谷、細見、日田、用呂

R4年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30

R4年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	(26)	27	28
29	30	31				

R4年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	(28)	29	30		

R4年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	(28)	29	30
31						

R4年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	(29)	30	31			

R4年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	(28)	29	30	

R4年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	(27)	28	29
30	31					

R4年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	(28)	29	30			

R4年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	(22)	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R5年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	(26)	27	28
29	30	31				

R5年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	(22)	23	24	25
26	27	28				

R5年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	(29)	30	31	

令和5年度

R5年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	(27)	28	29
30						

R5年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	(29)	30	31	32	33	34

R5年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	(28)	29	30	

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金
- ⑭八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金					
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。					
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)					
	補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率			
			31世帯以上	21～30世帯	11～20世帯	10世帯以下
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)	60世帯以上の集落	10分の2.5	10分の3.5	10分の4	10分の5
		2,400万円				
		30世帯以上59世帯以下の集落				
		2,200万円				
		29世帯以下の集落				
		2,000万円				
	事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修	300万円	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築	60世帯以上の集落	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4
		2,400万円				
		30世帯以上59世帯以下の集落				
		2,200万円				
		29世帯以下の集落				
		2,000万円				
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築	300万円				
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修	300万円				
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修	600万円	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修	300万円				
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設	250万円				
	事業費が10万円以上の広場等の改修	250万円				
事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕	75万円					
事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新	250万円					
事業費が10万円以上の倉庫等の修繕	75万円					
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修	400万円					
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修	400万円					
事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続	150万円					
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5				
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。					

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要する経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
		11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	
		10世帯以下の集落	5/10	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金		
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。		
	○ 新設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基
	○ 蛍光管からLED灯への取替		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	LED	-	10,000円/基 器具(本体・LED管等)一式交換の場合
	○ 移設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基 蛍光管からLED灯に器具を更新する場合
	○ 修繕の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基 器具本体が対象(玉替えは補助対象外)
	○ 防犯灯柱		
	区分	種類	補助金額上限 備考
	新設・修繕	-	30,000円/基
	移設	-	10,000円/基 既設のポール等を使用
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。		

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備 考
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額250万円
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
		サイレン		
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/2以内	(基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン		(基準額2万円以上)
		発電機		(基準額2万円以上)
	購入	ホース、管鎗、吸管	1/2以内	
		ホース格納箱、水利表示		
		異形媒体、スタンドパイプ		
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの
		発電機		補助対象事業費限度額15万円
		長机、パイプイス		集落災害対策本部設置用
		ホワイトボード		
		車椅子、担架、リヤカー		
		チェンソー		
		ヘルメット、ヘッドライト		
		略帽・帽子		
		法被・活動服		補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)
		AED・交換用パッド等		31世帯以上 10分の5 21世帯～30世帯 10分の5.5 11世帯～20世帯 10分の6 10世帯以下 10分の7
摘 要 (申請手続等)		事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室 に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)		

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の1/2以内（ただし、1集落当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥デグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	【新規設置の場合】 1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。 ◆新制度【雪害などによる修繕の場合】 ※令和3年12月1日以降発生分が対象 ・修繕に係る資材購入経費の1/2以内。 ・事業費1万円以上が対象、補助金交付上限20万円。
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	・花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3 ・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費 新規者 10/10 更新者 2/3
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円(1回のみ)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（７６－０２０６）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、ＰＴＡ、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 6円 金属類 1kgあたり 4円 ビン類 1本あたり 4円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（７６－０２０５）

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機(除雪幅1.1m程度) 参考価格 1,705千円(地元負担額 341,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 参考価格 572千円(地元負担額 114,400円)
摘 要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとおし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実を図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(10集落) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、 但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、社協1/2)
摘 要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(申し込み年度の1月末まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、才代一、郡家東区、下日下部の27集落です。

※上記②事業実施済は、「北山」、「福本」の2集落です。

担当課：福祉課（72-3586）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金											
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。											
補助金の額 (限度額等)	<table><tr><td>区 分</td><td>補助率</td><td>補助金額(上限)</td><td>備 考</td></tr><tr><td>新設・修繕</td><td>1/2</td><td>130,000円/基</td><td></td></tr></table>				区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考	新設・修繕	1/2	130,000円/基	
区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考									
新設・修繕	1/2	130,000円/基										
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。											

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑭

補助金名	八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金																								
補助事業概要	集落ごみステーションの新設や修繕等の費用に対し補助するもの。																								
補助金の額 (限度額等)	<table><tr><th colspan="2">形状</th><th>具体例</th><th>補助率</th><th>補助金額(上限)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>据置式</td><td>箱型</td><td>ロッカー、コンテナ等</td><td>1個あたり 1/2以内</td><td>50,000円/個</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">構築式</td><td>物置型</td><td>収納庫(トランクルーム)、物置等</td><td rowspan="2">1箇所あたり 8/10以内</td><td rowspan="2">1,000,000円/箇所</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>一部開放型</td><td>囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)</td></tr></table> ※補助金は令和5年3月31日で終了します。 ※据置式の補助対象経費は、購入費及び修繕費です。送料は対象外。 ※構築式の補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費です。 ※ごみステーションの新設又は移設の場合は、収集コースの関係で事前協議をお願いします。					形状		具体例	補助率	補助金額(上限)	備 考	据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1個あたり 1/2以内	50,000円/個		構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1箇所あたり 8/10以内	1,000,000円/箇所		一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)
形状		具体例	補助率	補助金額(上限)	備 考																				
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1個あたり 1/2以内	50,000円/個																					
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1箇所あたり 8/10以内	1,000,000円/箇所																					
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)																							
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書に見積書等内容のわかるもの、設置場所の地図を添付し、町民課環境衛生係に提出してください。																								

担当課：町民課（76-0205）

令和4年度一般会計予算・款別予算一覧表

(歳入)				(歳出)				(単位:千円)			
款	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	比 較	款	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	比 較				
1 町税	1,295,346	1,263,061	32,285	1 議会費	95,471	96,250	△ 779				
2 地方譲与税	108,893	100,827	8,066	2 総務費	1,411,953	1,393,719	18,234				
3 利子割交付金	1,464	1,731	△ 267	3 民生費	3,283,875	3,291,423	△ 7,548				
4 配当割交付金	9,459	6,179	3,280	4 衛生費	742,346	1,133,516	△ 391,170				
5 株式等譲渡所得割交付金	9,200	6,136	3,064	5 農林水産業費	1,317,479	1,300,176	17,303				
6 ゴルフ場利用税交付金	1,787	1,822	△ 35	6 商工費	110,845	104,713	6,132				
7 地方消費税交付金	342,573	350,399	△ 7,826	7 土木費	887,508	1,094,379	△ 206,871				
8 自動車税環境性能割交付金	6,532	5,596	936	8 消防費	344,954	337,439	7,515				
9 法人事業税交付金	12,714	4,716	7,998	9 教育費	1,497,139	1,559,102	△ 61,963				
10 地方特例交付金	9,520	19,740	△ 10,220	10 災害復旧費	3	3	0				
11 地方交付税	4,972,500	4,944,200	28,300	11 公債費	1,219,630	1,197,536	22,094				
12 交通安全対策特別交付金	966	958	8	12 予備費	49,797	49,744	53				
13 分担金及び負担金	30,089	30,145	△ 56								
14 使用料及び手数料	66,472	67,275	△ 803								
15 国庫支出金	1,093,737	1,118,276	△ 24,539								
16 県支出金	932,261	878,366	53,895								
17 財産収入	37,145	36,169	976								
18 寄附金	152	152	0								
19 繰入金	678,151	592,851	85,300								
20 繰越金	70,000	70,000	0								
21 諸収入	163,239	137,701	25,538								
22 町債	1,118,800	1,921,700	△ 802,900								
合 計	10,961,000	11,558,000	△ 597,000	合 計	10,961,000	11,558,000	△ 597,000				
						増減率	-5.17%				

令和4年度予算会計別対前年度比較表

(単位:千円,%)

会 計 名	令和4年度	令和3年度	比 較	
			増減額	増減率
一般会計	10,961,000	11,558,000	△ 597,000	△ 5.2
国民健康保険特別会計	1,774,000	1,760,000	14,000	0.8
簡易水道特別会計	316,000	278,000	38,000	13.7
住宅資金特別会計	2,900	3,900	△ 1,000	△ 25.6
公共下水道特別会計	926,000	795,000	131,000	16.5
農業集落排水特別会計	611,000	628,000	△ 17,000	△ 2.7
介護保険特別会計	2,476,000	2,474,000	2,000	0.1
宅地造成特別会計	5,200	7,500	△ 2,300	△ 30.7
墓地事業特別会計	600	1,500	△ 900	△ 60.0
後期高齢者医療特別会計	234,500	201,500	33,000	16.4
上私都財産区特別会計	5,400	5,100	300	5.9
市場、覚王寺財産区特別会計	11	11	0	0.0
上津黒、下津黒財産区特別会計	3,300	3,100	200	6.5
篠波財産区特別会計	16,200	16,300	△ 100	△ 0.6
大江財産区特別会計	7,800	7,800	0	0.0
全会計合計	17,339,911	17,739,711	△ 399,800	△ 2.3

「集落支援制度」について

1. 目的

集落の自主防災組織の初動体制の確立と災害に対する心構えの育成等を目的に、集落支援職員を設置する。

2. 支援体制と概要

集落に町職員原則1名を支援職員(集落と行政のパイプ役)として配置し、自主防災活動への支援やその他集落の必要とする支援を行い、より一層の地域の安全と活性化を目指すものです。

3. 具体的な活動内容

- ①防災訓練、防災体制づくりの支援
- ②その他の集落支援

空き家を貸しませんか？売りませんか？

売りたいけど、どこに
相談すればいいの？



親から引き継いだ
財産を有効活用したい



いつまでも空き家だと
管理が大変だなあ



「八頭町空き家バンク」では、空き家を借りたい方・買いたい方を見つけるお手伝いをしています。近年、Uターン者等の利用希望者からの問い合わせが増える一方で、登録された空き家が少なくなっており、住居が不足しています。

空き家の利活用促進と、集落内の空き家所有者の方への働きかけに、ご理解ご協力をお願いします。

八頭町空き家バンク

所有者から提供された空き家情報を、
利用希望者へ紹介する制度

■ 空き家バンク登録の流れ

①申請

町へ申請書など必要書類を提出

②確認・調査

町が物件の現地調査（写真撮影）

③登録

町ホームページ等で情報発信

※空き家の管理は、所有者が行う必要があります。

Q 家財が残っているけど・・・

撤去費用を補助します。（要件あり）
借主/買主の同意の上、そのまま使っ
てもらう事例もあります。

Q 古いので修繕しないと住めないかも

修繕費用を補助します。（要件あり）
借主/買主向けの補助制度もあります。
※大規模な修繕が必要なものは登録をお断
りする場合もあります。

Q 広い家でも買い手が見つかる？

お店やシェアハウスとして利用され
る事例もあります。

空き家バンクに関する窓口

八頭町 地方創生室 空き家利活用担当

TEL：0858-76-0213

受付：月～金／午前8時30分～午後5時15分

E-Mail：yazu-akiya@town.yazu.tottori.jp

HP：http://www.town.yazu.tottori.jp/2609.htm

空き家の改修補助金についてもご案内します。
まずはお気軽にお問い合わせください。

八頭町 空き家バンク



専門家による総合相談窓口

とっとり空き家利活用推進協議会

「とっとり暮らし住宅相談員」

TEL：090-4659-1908（東部地区担当）

受付：月～金／午前9時～午後4時30分

HP：https://akiya-rikatsuyou.org/

相続から管理のことまで空き家相談をワンストップ
で受付！宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家
屋調査士会からなる総合相談窓口です。

とっとり空き家利活用



新しい可燃物処理施設「リンピアいなば」について

既に「広報やず」等でお知らせしていますとおり、現在、鳥取市河原町山手に建設中の可燃物処理施設が令和4年4月1日から可燃ごみの全量受け入れを開始し、令和4年7月1日から本稼働します。

この施設は、鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の家庭や事業所の可燃ごみを処理し、施設への可燃ごみの直接搬入が可能になります。

搬入方法等については、次のとおりです。

1 直接搬入できる方

八頭町内に在住の方（事業所含む）

2 搬入日・搬入時間

曜日など	時 間
月曜日～金曜日、祝日※	午前8時30分～午後4時30分（昼も搬入可）
土曜日	午前8時30分～正午
日曜日及び1/1～1/3	搬入できません

※祝日が土曜日の場合の搬入時間は、午前8時30分から正午までになります。

また、祝日が日曜日の場合は搬入できません。

3 処理手数料

120円（搬入物の重量10キログラムあたり）

4 搬入できるもの

（可燃ごみ）

生ごみ、衣類、かばん、靴、草、剪定枝など

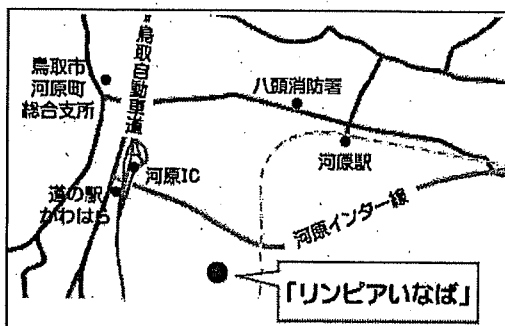
（可燃大型ごみ）

家具類、畳、布団など

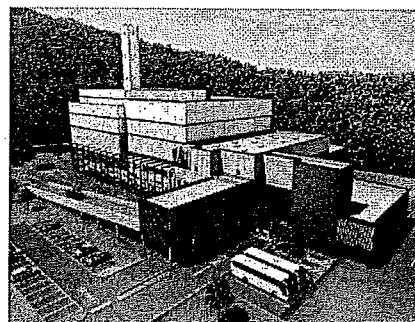
5 主な搬入にあたっての注意事項

- ・金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、持ち込みをお断りする場合があります。
- ・木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、持ち込みをお断りする場合があります。
- ・八頭町指定のごみ袋（有料）に入れる必要はありません。
- ・車両等からのごみの積み降ろしは、搬入者ご自身が行ってください。

【施設の場所】



【リンピアいなば】



小型充電式電池とボタン電池の収集について

令和4年4月から小型充電式電池（リチウムイオン電池等）とボタン電池の収集を開始します。

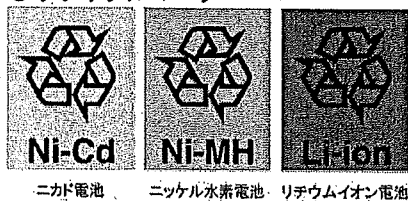
近年、リチウム電池等が入ったままの小型家電などが原因でごみ収集運搬車や不燃物処理施設での発火事故が多発しています。

分別や出し方は、次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

【小型充電式電池とは？】

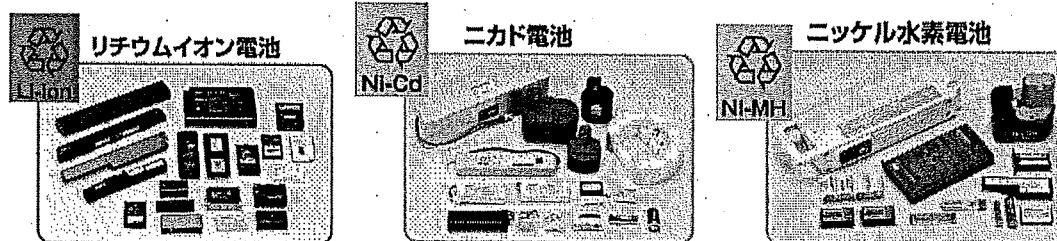
小型充電式電池には、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、などの種類があり、下図のようなリサイクルマークが付いている電池です。

○リサイクルマーク



ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池

【主な小型充電式電池】



【収集する電池】

- ・ 小型充電式電池（上図の機器からの取り外しが可能な電池）
- ・ モバイルバッテリー（スマートフォンの外部バッテリー等）
（※本体は収集対象外です）
- ・ ボタン型電池

【収集日】 乾電池類の日（3回／年）

【注意事項】

- ・ 電池の金属端子部分にはセロテープ等を貼り、絶縁してください。
また、従来の乾電池にも両極にテープを貼って出してください。
- ・ 出す際は、透明または半透明な袋に入れ、雨に濡れないように袋の口をしっ
かりと縛ってください。
- ・ 小型充電式電池やボタン電池が使われている家電製品を処分されるときは、
必ず電池を取り外して出してください。

【その他】

小型充電式電池とボタン電池の回収は、次の場所でも随時、回収しています。

- ・ 一般社団法人 J B R C の回収協力店、一般社団法人電池工業会の回収協力
店（家電量販店、ホームセンターなど）
- ・ 役場各庁舎

○生ごみの分別回収による液肥化への取組みについて

本町では、ごみの減量化及び資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

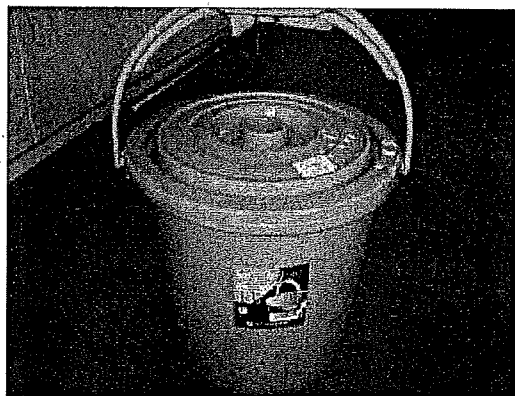
現在、町内の54集落で実施していただいています。今後も生ごみの分別回収をするエリアを拡大していきたいと考えていますので、新たに実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課までご連絡ください。（※ご希望があれば、集落への説明会もいたします。）

○実施日 週に2回(可燃ごみと同一日)回収 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布します。
- ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
- ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをしてください。
- ・収集日当日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
- ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。

【家庭用のバケツ（13リットル）】



【ステーション用のバケツ（約50ℓ）】



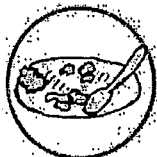
※ねじってフタを閉めるタイプなので、猫等が開けることができません。

生ゴミ液肥化の分別区分表

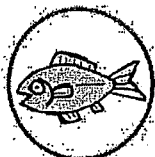
分別に際し以下の点にご注意ください。

液肥にできるもの〈食べられるもの〉

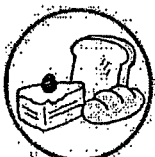
口の中へ入れられる物(食べられる物)ならすべて可能です。



残飯



魚



パン・ケーキ



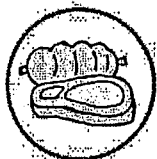
野菜



果物の皮



果物



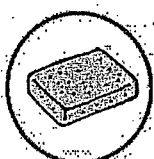
肉



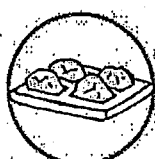
エビ・カニ殻



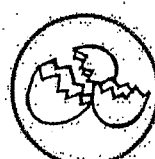
あさり・しじみ



こんにゃく



冷凍食品



卵の殻

注意が必要なもの

これらのものは細かく砕くか、もしくは切ってから投入してください。大きいまま投入すると、機械の故障の原因となります。



大きな骨

※手羽先などの小さな骨は問題ありません。



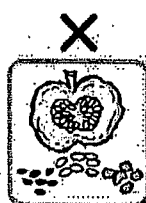
コンブ・ワカメ



サザエ・アワビ等
大きな貝殻



玉ネギの表皮、
タケノコ・とうもろこしの皮、芯



種

※特にかぼちゃの種(中心でかたまっている部分)は取り除いてください。

※上記のもので、切れないもの、砕けないものは投入しないでください。

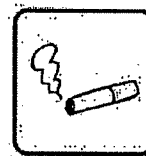
※むしり状のもの(昆布・かんぴょうなど)は細かく切って投入してください。約5cm

液肥にできないもの〈食べられないもの〉

人間の食べられないものは入れられません。例えば多量の油・塩など、ビニール・金属・木材・草木・皮などの異物で機器の故障の原因になり、同時に良い有機土壌活性液ができません。ご注意ください。



木片・紙類・繊維類



たばこ



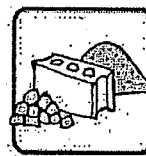
ポリ袋



金属・ガラス類



プラスチック容器



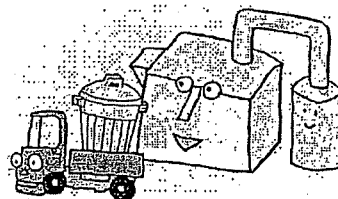
石・土
コンクリート



油・アルコール
(多量のとき)
調味料・薬品



花



※上記のものは機械の故障の原因を引き起こすと同時に、良質な有機土壌活性液の生成の妨げとなります。投入をしないようお願いします。

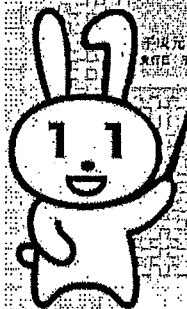
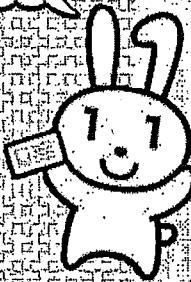
※特に腐敗物は発酵の妨げとなりますので、食べられないと解ったら機械へ投入せず、ほかへ捨ててください。

※回収用の容器に腐敗防止のために防腐剤等の薬品を入れるのはやめてください。

通知カード

マイナンバーカード

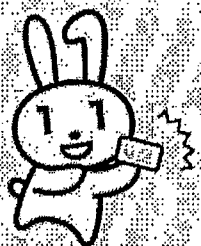
こっちが
マイナンバー
カード!



通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。
マイナンバーカードを取得するまでの間、
大切に保管してください。

マイナンバーカードは
顔写真付き!

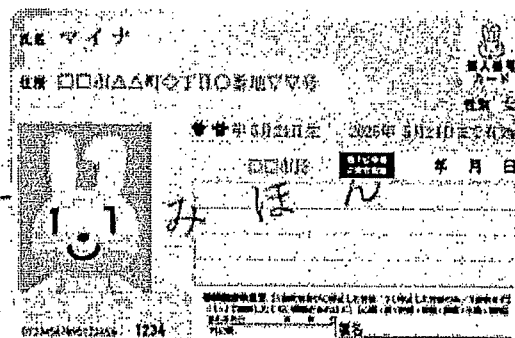
**顔写真付きのマイナンバーカードは
パソコンやスマホから無料で申請できます!**



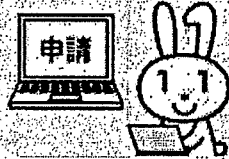
顔写真付きのカードです。
身分証明者になります!

個人番号カード交付申請書を
ご用意ください。

※申請書の再交付は役場でできます



附录二



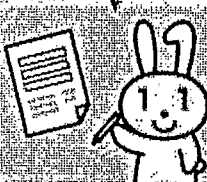
カメラで撮った顔写真をパソコンに保存します。マイナンバーカード総合サイト(WEBSITE)にアクセスし、必要事項を入力して送信します。

ADP



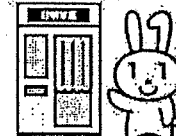
スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み込み、必要事項を入力して送信します。

類編下



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送します。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO



個人番号カード交付申請書を写
真機で読み込みし、画面の案内
にしたがって、必要事項を入力
し、顔写真を送信します。

役場本庁舎・船岡庁舎・八東庁舎で、無料の顔写真撮影と個人番号カードの交付申請を行うことができます。(印鑑・本人確認書類等が必要です)

マイナンバーカードがあれば

え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って
「住民票の写し」や「各種証明書」を
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも! どこでも! 簡単に!

利用できる店舗

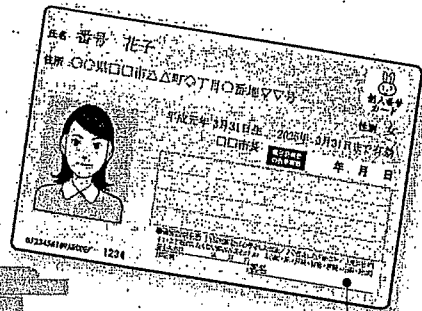
- ◇ ローソン、ファミリーマート、
セブンイレブンなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。▶

利用時間

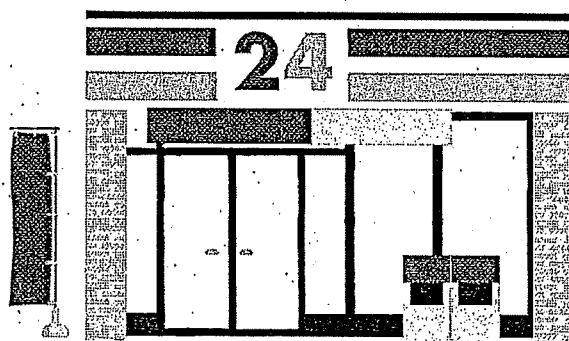
- ◇ 午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



※ご利用には4桁の暗証番号が必要です。

※利用者証明用電子証明書が搭載されてないとご利用できません。



コンビニで
各種証明書が
取得できるから
便利です!

証明書取得後のデータは一切残りませんのでご安心ください

- ◇ 交付手数料は窓口申請時より50円安くなります。

取得できる証明書	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯のみ	250 円
印鑑登録証明書	八頭町で印鑑登録されている本人のみ	250 円
所得課税証明書	本人のみ(最新のものに限る)	250 円

※一通の価格です

コンビニ交付に関するお問い合わせ先 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211

**マイナンバーカードが
健康保険証として利用できます!**



 どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や
今までに使った薬剤情報が
医師等と共有できる！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が
免除される！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。

※従来の健康保険証が
利用できなくなるわけ
ではありません。

 利用には申込が必要です **申込はカンタン!**

- スマホ(PC)で申込

- ①申込者本人のマイナンバーカード+暗証番号(数字4桁)
②マイナンバーカード読取対応のスマホ
(又はPC+ICカードリーダー)
③アプリ「マイナポータルAP」のインストール

- セブン銀行ATMでも
申込できる！

- 八頭町役場町民課／船岡
住民課／八東住民課窓口
でも申込できる！

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

重点課題1

まちづくり委員会の設立と機能強化

地区単位に基盤となる拠点を整備し、行政や地域住民、あらゆる分野の専門職が協働で地域づくりを進めます。

地域福祉の拠点

社会参加・交流機能



相談支援機能

- 地区総合相談窓口
- 住民参加による地域での見守り・相談・早期発見・専門支援へのつなぎ
- 福祉情報の提供・発信



生活支援機能

- 日常生活支援や支え合いの仕組みづくり
- 集落サロンの活動支援
- ボランティアの人材育成
- 移動支援
- 地域防災への備え

民生委員・児童委員の概要

<選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満（選任時）

<民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町は民生児童委員65名、主任児童委員3名が配置されています。

地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方について、行政に情報提供し、支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画し、対象者の情報を共有する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。
- ・避難行動要支援者台帳を活用し、災害に備えた地域の支援体制づくりに協力する。 など

<民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会(民児協)に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

<活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償(交通費等)として、県から年間60,200円(令和4年度見込)、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

<任期>

3年(現在:令和元年12月1日~令和4年11月30日まで)



令和4年度八頭町体育協会町民大会等予定表

令和4年度 八頭町体育協会主催並びに各専門部主催大会を下記のとおり開催する予定です。町民大会が近づきましたら各集落の関係者(郡家地域は体育委員さん、船岡・八東地域は公民館長さん)へ大会要項等ご案内いたしますので、多数の参加をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策を行い実施することとしていますが、流行状況によっては中止します。

【町民大会関係】

月	開催月日		大会名	参加資格 (詳しくはお問合せください)	会場	場
	日	曜日				
4	8	金	八頭町武道大会 (剣道の部)	-	郡家武道場	
	17	日	八頭町武道大会 (空手道の部)	-	郡家武道場	
	23	土	八頭町少年野球大会	町内スポーツ少年団	八東総合運動公園野球場	
	24	日	八頭町武道大会 (柔道の部)	-	郡家武道場	
5	中旬	日	八頭町壮年ソフトボール大会	集落(近隣集落との合同可)	八東総合運動公園野球場他	
6	12	日	八頭町バレーボール大会	集落(近隣集落との合同可)	八東小学校体育館	
	19	日	八頭町グラウンド・ゴルフ大会	-	八東川水辺プラザ河川公園	
7	10	日	八頭町ソフトテニス大会	集落、合同チーム	八東総合運動公園屋根付多目的広場	
8	2	火	八東地域ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋根付多目的広場	
	27.28	土.日	第23回 県民スポーツ・レクリエーション祭 (水泳)	-	鳥取県営東山水泳場	
9	11	日	郡家地域ゲートボール大会	町ゲートボール部員	郡家ふれあいドーム	
	下旬	日	第75回 八頭郡駅伝競走大会	-	若桜町～八頭町	
10	2	日	八頭町ペタング大会	小学生以上、集落、合同チーム	郡家多目的広場 (郡家ふれあいドーム横)	
	10	スポーツの日	第15回 森下広一杯八頭町マラソン大会	-	船岡コース	
	22.23	土.日	第23回 県民スポーツ・レクリエーション祭 (秋季)	-	県内各所	
11	13	日	八頭町ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋根付多目的広場	
	中旬	日	八頭町駅伝競走大会	集落、合同チーム	船岡庁舎前発着	
	20	日	八頭町スポーツフェスタ	-	郡家体育館	
	23	勤労感謝の日	八頭町バドミントン大会	集落(近隣集落との合同可)	八頭中学校体育館、郡家体育館	
12	11	日	八頭町民卓球大会	集落、合同チーム	郡家体育館	
1	2	月	新春マラソン大会&ウォーキング大会	-	八東庁舎前発着	

令和4年度上半期 移動図書館車 巡回予定表

国中・大御門コース

4月	4/5 4/19
5月	5/10 5/24
6月	6/14 6/28
7月	7/12 7/26
8月	8/9 8/23
9月	9/6 9/20
巡回時間	火曜日
13:35～13:50	池田 中ほど
13:55～14:10	米岡集会所
14:15～14:30	河原駅前
14:40～14:55	西御門山ノ手集会所

私都コース

4月	4/15
5月	5/6 5/20
6月	6/3 6/24
7月	7/8 7/22
8月	8/5 8/19
9月	9/2 9/16
巡回時間	金曜日
13:20～13:35	山田公民館
13:40～13:55	上峰寺集会所
14:20～14:35	野町公民館
14:40～14:55	下市場県道付近
15:00～15:15	延命寺公民館
15:20～15:35	下私都改善センター

船岡コース

4月	4/12 4/26
5月	5/17 5/31
6月	6/21
7月	7/5 7/19
8月	8/2 8/16 8/30
9月	9/13 9/27
巡回時間	火曜日
13:00～13:15	隼Lab.
13:20～13:35	中村加工交流センターつどい
13:40～13:55	西谷生活改善センター
14:00～14:15	志子部除雪車廻し場
14:30～14:45	水口でこの館

八東コース

4月	4/8 4/22
5月	5/13 5/27
6月	6/17
7月	7/1 7/15 7/29
8月	8/12 8/26
9月	9/9 9/30
巡回時間	金曜日
13:40～13:55	皆原農村婦人の家
14:00～14:15	尾崎医院駐車場
14:20～14:35	茂田公園付近
14:40～14:55	上日下部公会堂前
15:00～15:15	安部地区公民館
15:25～15:40	新興寺橋付近

相談無料

困っていること、
お気軽にご相談ください。

みなさんの
自立した暮らしを
サポートします。

秘密厳守

ご家族や周りの方からの
相談も受け付けています。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

こころ

ひきこもりに
なっていました



生活

家庭の事など
不安がいつぱい



仕事

なかなか仕事が
見つからない



お金

借金の
返済が大変



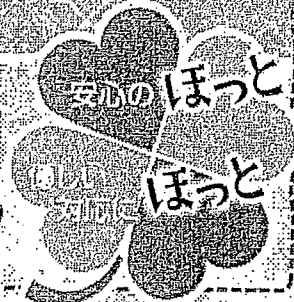
健康

病気になる
てしまった



暮らしの中での不安や困りごとを抱えて
周りに頼れる人がいない… など

相談支援員と一緒に解決しましょう!





ひとりで悩まないで まずはご相談ください

失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題が複合的に絡み合っていることも多くあります。

しかし、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

それらの生活上の悩みを抱える方々を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった「八頭町福祉相談支援センター『ほっと』」ができました。相談内容に応じて、専門機関と協力し継続的に支援をしていきます。



- 生活の困りごとをどこに相談したらよいかわからない。
- 借金があり、生活の見通しが立たない。
- 働きたいが自分に合った仕事が見つからない。
- 収入が減り、家賃の支払いに困っている。
- 電気、ガス、水道などの料金が払えず、止められてしまった。
- ひきこもりが長く、この先不安。など

相談の流れ ～専任の相談員がお受けします～

〈相談支援員〉

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

受け止めます

- ◆ お悩みを伺います。
- ◆ 生活状況の確認をします。

整理します

- ◆ 困っていることや問題を整理します。
- ◆ 改善計画を一緒に考えます。

支援します

- ◆ 関係する制度や窓口をご紹介します。
- ◆ 関係機関へ同行します。



相談できる方

生活保護を受給していない方で、経済的な問題や家庭の問題などさまざまな生活の困りごとを抱えておられる方、誰に相談してよいのかわからない方など、どなたでも相談できます。相談は無料です。

八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

TEL 0858-71-0100

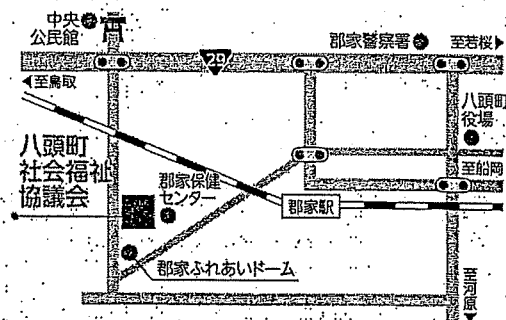
E-mail: soudan@yazu-syakyo.or.jp

住所／〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1

八頭町社会福祉協議会内

相談時間／8時30分～17時30分

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)



八頭町福祉相談支援センター「ほっと」では

家計改善支援事業

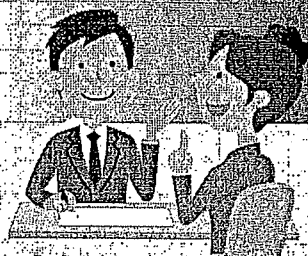
を行っています。

このようなことで
悩んでいませんか…？

替わっていないのに
毎月の生活費が
足りない…

借金の返済が
大変…

何にいくら
支払って
いるのかよく
わからない…



ひとりで悩まないで
まずはご相談ください。

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、相談者と
ともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向け
た支援を行います。

生活に余裕が
できた!!

家計が
改善された!!

すこしずつ
借金の返済ができる
ようになった!!

秘密
厳守

相談
無料

家計改善支援事業とは…?

家計のやりくりがうまくいかない、借金があるなどの課題を抱える方に対し、家計の再建に向けたきめ細やかな相談や債務整理に関する支援を行います。

家計が苦しくなっている要因は、病気・ローンの支払い・生活費・子育て・子どものひきこもり・仕事探しがうまくいかない…など、さまざまです。それぞれの状況に合わせて家計の改善を図ることで、「収入は増えていないが、経済的にゆとりが生まれてきている」、「子どもの進学時の出費が心配だったが、借入れが少額で済むことと返済計画の見通しができ安心した」といった状況へ変わることもあります。

これからやってくる将来のリスクを乗り越えるため、 家計の「見える化」を行い、 家計改善に取り組んでみませんか？

家計相談で関わらせていただく支援員は、社会福祉に関する知識・経験をもっており、「家計」や「お金」のことなど、一人一人の悩みに応じた解決策を考え、家計立直しのお手伝いをします。

対象者

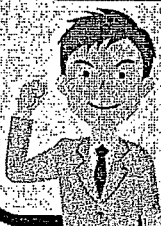
- 八頭町在住の方で家計に関する悩みのある方
(生活保護を受給している方は対象外です)

相談方法

- 窓口又はお電話で家計改善相談申込をお願いします
(相談の日程調整をします)

留意事項

- 各支援機関と連携を図るため、相談者の同意を得て情報共有を行います
- 収支状況のわかる書類(領収書等)を一緒に確認させていただくことがあります



半年から1年間の期間で、月1回程度継続的に家計見直しをお手伝いし、家計管理を相談者自身ができることを目標に支援していきます。



みなさんの自立した
暮らしをサポートします。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

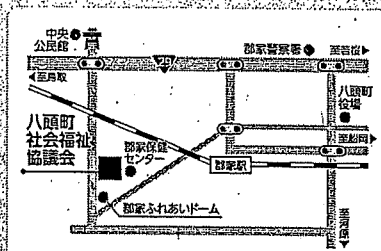
八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1
八頭町社会福祉協議会内

TEL 0858-71-0100

E-mail soudan@yazu-syakyo.or.jp

相談時間 8:30~17:30
月曜~金曜(祝日・年末年始除く)



令和4年度 主な年間行事予定表

月	日	曜日	内 容	担 当 課
4	4(月)~11(月)		令和4年度第1回区長会	総務課
	5	火	保育所入所式	町民課
	8	金	小・中学校入学式	教育委員会
	12	火	自警団連絡協議会(郡家地区)	防災室
	13	水	自警団連絡協議会(船岡地区)	防災室
	14	木	自警団連絡協議会(八東地区)	防災室
	24	日	八頭町長選挙	総務課
	未定	未定	ふなおか竹林まつり	産業観光課(商工観光室)
5	未定	未定	姫路公園まつり	産業観光課(商工観光室)
	未定	未定	姫路公園ヤマメ釣り大会	産業観光課(商工観光室)
	中旬	未定	八頭町人権教育推進協議会総会(中央公民館)	人権推進課
	22	日	小学校運動会(郡家東小、郡家西小、船岡小、八東小)	教育委員会
	未定	未定	扇ノ山やま開き(姫路公園コース)	(観光協会)
6	4	土	花と緑の町づくり(花苗配布)	中央公民館
	12	日	東部地区消防ポンプ操法大会(智頭町)	防災室
	26	日	人権尊重のまちづくり講演会(中央公民館)	人権推進課
7	3	日	鳥取県消防ポンプ操法大会(米子市)	防災室
	9~10	土・日	八東解放文化祭(中央人権啓発センター)	中央人権啓発センター
	未定	未定	参議院議員通常選挙	総務課
	未定	未定	環境美化推進員会	町民課
	未定	未定	第16回八頭町きらめき祭	産業観光課(商工観光室)
	未定	未定	八東ふるりの森イベント	産業観光課(商工観光室)
8	7	日	クリーンクリーン作戦(全町)	建設課
	未定	未定	千代川フェスティバル	建設課
	28	日	八頭町防災訓練	防災室
	未定	未定	隼駅まつり(予定)	企画課
9	10	土	八頭中学校運動会	教育委員会
	16	金	NHK公開録音(上方演芸会)	企画課
10	未定	未定	関西八頭町会ふるさとやずの集い	関西事務所
	10	月	第15回森下広一杯八頭町マラソン大会	教育委員会
	中旬		若桜鉄道開業35周年記念式典	企画課
	15	土	子育て支援フェスinやず	子育て支援センター
	未定	未定	八頭町マルシェ2022	産業観光課(商工観光室)
	未定	未定	男女共同参画フェスティバル	男女共同参画センター
	未定	未定	敬老会(郡家・八東・船岡・隼・済美・大江)	中央公民館
	22~23	土・日	郡家・船岡・八東地域公民館祭(芸能発表・展示)	中央公民館
	22~24	土~月	船岡人権啓発センターまつり(船岡人権啓発センター)	中央人権啓発センター
11	5	土	金婚祝賀式	町民課
	5	土	花と緑の町づくり(花苗配布)	中央公民館
	6	日	八頭町社会福祉大会	福祉課・社協
	6	日	郡家地域自警団合同演習	防災室
	9~15		秋季全国火災予防運動(9~15日)	防災室
	9	水	八東地域保育所防火パレード	防災室
	13	日	休日集団検診	保健課
	13	日	八東地域自警団ポンプ点検・防火パレード	防災室
	13	日	船岡地域自警団合同演習	防災室
	中旬		船岡地域保育所防火キャラバン隊	防災室
	26~27	土・日	郡家部落解放文化祭(郡家人権啓発センター)	中央人権啓発センター
	下旬		令和4年度第2回区長会	総務課
12	4	日	八頭町部落解放研究集会(中央公民館)	人権推進課
	11	日	休日集団検診	保健課
1	3	火	令和5年成人式	教育委員会
	7	土	八頭町交通指導員仕事始め式	防災室
	8	日	八頭町消防団出初式	防災室
	22	日	八頭町文化財防火デー	防災室
	22	日	休日集団検診	保健課
2			確定申告(2/16~3/15)	
3	1~7		春季全国火災予防運動(1~7日)	防災室
	5	日	八東地域自警団合同演習	防災室
	未定	未定	中学校卒業式	教育委員会
	未定	未定	小学校卒業式	教育委員会
	未定	未定	町内保育所卒園式	町民課